

令和2年11月農業委員会定例総会議事録

- 1 開催日時
令和2年11月27日（金）
開会 午後1時30分
閉会 午後2時00分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 講堂2（南庁舎3階）
- 3 出席委員
農業委員11名
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者数
なし
- 6 出席した事務局職員
事務局長、事務局次長、事務局補佐、主事
- 7 議題等
第24号議案 農地法第5条の許可申請について
報告事項12 農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について
- 8 会議の要旨

会 長	<p>本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまの出席委員は、11名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより11月の農業委員会総会を開催します。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。</p>
委 員	【異議なしの声】
会 長	<p>異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。</p> <p>議事録署名者は、荒谷弘美委員、飯沼勝則委員をお願いいたします。</p> <p>本日の付議事件としては、第24号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」が1件でございますのでよろしく申し上げます。また、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による「議事制限の参与」により、第24号議案の議事、採決につきましては、当事者である杉原圭子委員に退席を求めることといたします。</p>

会 長	<p>それではただいまから、第24号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」の議事に入りますので、松原圭子委員には、ご退席していただくようお願いいたします。</p> <p>【退席（事務局案内）】</p> <p>それでは、第24号議案について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、第24号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>この議案は、農地法第5条の規定に基づく権利移動に関する許可申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>【調書を朗読】</p> <p>また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。</p> <p>その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしく申し上げます。</p> <p>第24号議案の説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査報告をお願いします。</p>
加藤清徳 委 員	<p>本案件は、9月の定例総会にて「農用地利用計画の変更について」ご審議いただいた案件でございます。</p> <p>11月21日、荒谷弘美委員と現地を調査しました。</p> <p>申請地は、中央通りと県道上半田川名古屋線が交差する稲葉町交差点から東へ約300メートルほどにある稲葉町東交差点を起点に、東へ約200メートル、南へ約200メートルの正方形に近い区域でございます。申請地の現況は、田は稲の収穫が終わった状態であり、畑はまだ一部耕作されています。</p> <p>転用目的は、所有権移転による工場の新設で、ファクトリーオートメーション・メカトロニクス製品の需要拡大に対し、生産スペースが不足しているため、大型製品群の生産が可能な規模の工場を新設するためであります。なお、資金は全額自己資金としています。</p> <p>事業地内の雨水排水については、2箇所地下式の雨水貯留施設に集水し、既設排水路に放流する計画となっており、汚水・雑排水については、事業地南東側から公共下水道に接続する計画となっています。</p> <p>申請地西側の農地については、農業用水路の付け替え工事により従前と同じ給水を維持できること、申請地東側に残る農地についても、給排水機能を維持できることを確認しています。</p> <p>以上のように、周辺農地に極力影響を及ぼさないよう対処されて</p>

	<p>いることから、調査員の意見としましては、本申請は許可相当と考えます。</p> <p>よろしくご審議お願いします。</p>
会 長	<p>説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
会 長	<p>質問もないようですので、第24号議案「農地法第5条の許可申請について」賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>【挙手全員】</p>
会 長	<p>挙手全員により、第24号議案について許可相当とすることに決定しました。</p> <p>それでは、事務局は、松原圭子委員を入室させてください。</p> <p>【入室（事務局案内）】</p>
会 長	<p>これをもちまして本日の付議事件は終了しました。</p> <p>次に報告事項に移ります。事務局より報告をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、報告事項12「農地法第4条及び第5条による届出の専決について」説明させていただきます。</p> <p>1としまして、農地法第4条による届出が、3件で320.89平方メートル、主な概要は、向町地内ほかで、一般個人住宅2件、用悪水路1件です。</p> <p>2としまして、農地法第5条による届出が、14件で3,292.4平方メートル、主な概要は、向町地内ほかで、一般個人住宅14件です。</p> <p>これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。説明は、以上です。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
会 長	<p>質問もないようですので、本日の議事はこれをもちまして終了いたしました。</p> <p>その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。</p>

事務局	<p>1点ございます。先日実施していただきました農地パトロールの調査結果のご報告です。遊休農地と判断された土地の所有者に対して、利用意向調査を実施しますので、ご承知おきください。なお、詳細については、事務連絡にて説明させていただきます。</p> <p>お知らせは以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、以上をもちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。</p> <p>次回農業委員会は12月25日(金)午後1時30分から講堂2にて開催を予定しております。</p> <p>これをもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。</p>